

慶州月城垓字出土の四面墨書木簡

市 大 樹

1. はじめに
2. 149号木簡の概要
3. 「牒」木簡とする見解
4. 訓読の方向
5. 新釈文の提示
6. 内容解読
7. おわりに

要 旨 2004年、韓国国立昌原文化財研究所によって『韓國의 古代木簡』が刊行され、韓国古代木簡の研究環境は飛躍的に整いつつあり、また2007年には韓国木簡学会が結成された。こうした新たな動向を受けて、日韓古代木簡の比較研究が盛んになりつつある。そこで本稿では、近年議論を呼んでいる月城垓字出土の四面墨書木簡（149号木簡）を取り上げることにした。2006年に国立慶州文化財研究所によって『月城垓字Ⅱ』が刊行され、本木簡に関しても、先行研究に十分な目配りをした考察がなされているものの、いくつかの可能性が提示されるにとどまり、断案が得られているわけではない。本稿では、日本・中国の史料に目配りをし、文字の書き方・字形・用語などにさらに注意を払うことで、全体の整合的な理解を目指した。さまざまな観点からの考察を通じて、本木簡は「上級者の命令である「教」を取り次いで、大鳥知郎に対して、写経用の紙を購買するための「牒」を発給するように上申した木簡」として理解できることを主張した。本稿では1点の木簡の考察にとどまったが、東アジアに共通する文化的基盤を念頭に置いた上で、韓国木簡を理解する必要があることを強調したい。とくに日本語と朝鮮語は、よく似た文法構造を取ることもあり、固有名詞と一部の「吏読」を除くならば、日本の木簡を読む際の知識で対応できる部分が多い（逆もまた然り）。日韓の研究者が双方の木簡を意識的に取り上げることで、豊かな研究成果の実りが得られるものと考ええる。

キーワード 慶州月城垓字 木簡 前白 牒 教

1. はじめに

これまで韓国出土の木簡に関する情報は限られていたが、韓国国立昌原文化財研究所によって豪華版の木簡図録『韓国 Ⅱ 古代木簡』が2004年に刊行され、新たな段階を迎えている。本書では、12遺跡319点の木簡¹について、カラー写真・赤外線写真が掲げられ、木簡の法量についても記載されるなど、基礎的な情報の提示がなされている（2006年には簡易の改訂版も刊行された）。木簡の釈文の提示については、先行研究で言及されたものに限られ、諸説ある場合には併記されるなど、必ずしも万全というわけではないが、これらは今後本書などを活用しながら解決すればよい問題である。何よりも、これまで全貌のわからなかった韓国出土の古代木簡全体を概観できるようになった意義は誠に大きい。

また本書の出版と前後して、早稲田大学の李成市氏を中心とする研究グループによって、国立昌原文化財研究所など韓国の研究機関と共同して、韓国木簡の研究が進められた。2004年から2007年にかけて毎年一度「韓国出土木簡の世界（Ⅰ～Ⅳ）」と題するシンポジウムが開催され、共同研究の成果の一端が披露され、報告内容の一部は朝鮮文化財研究所『韓国出土木簡の世界』（アジア地域文化学叢書4、雄山閣出版、2007年）としてまとめられており、研究の現状を窺うのに最適である。また早稲田大学グループは、前述の『韓国 Ⅱ 古代木簡』の日本語版翻訳や、城山山城出土木簡の画像データ処理などの協力もおこなっており、その成果は2006年11月より昌原文化財研究所のホームページ上で、鮮明な画像映像として公開されており（<http://www.haman-sungsan.go.kr>）、研究環境の整備に多大な貢献をおこなった点も特筆される。

さらに、2007年1月9日、韓国国内に新たに木簡学会が結成され、10・11日には国際シンポジウム「韓国古代木簡と古代東アジア世界の文化交流」がソウル市立大学で開催された点は極めて重要である。日本で木簡学会が設立されたのは1979年3月31日のことで、毎年12月に研究集会を開催し、会誌『木簡研究』を発行するなど、木簡研究に大きく寄与してきたことは周知のとおりである。韓国木簡学会の今後の活動が大いに期待される。

以上のとおり、この数年間に韓国古代木簡の研究環境は飛躍的に整えられつつある。これらの木簡は、朝鮮古代史を語る上でなくてはならないものであるが、日本古代史を含めた東アジア史を考えていく際にも重要な手がかりを与えてくれるものである。

本稿では、近年公表され、さまざまな議論を呼んでいる慶州月城垓字出土の四面墨書木簡（『韓国 Ⅱ 古代木簡』第149号木簡。以下「149号木簡」と略称）を取り上げたい。本木簡については、これまで李成市・李鎔賢・尹善泰・深津行徳・三上喜孝氏などによって検討されており²、発掘調査の正式報告書『月城垓字Ⅱ』（国立慶州文化財研究所、2006年。木簡の原稿は李鎔賢氏が執筆）では、その他諸説も勘案しながら、極めて詳細な考察がなされている³。本稿

ではこれら先行研究に導かれながらも、従来とは異なった私見を提示してみたい。筆者は日本古代木簡の整理を日常業務としており、朝鮮史を含む東アジア史に暗いため、思わぬ誤りを犯しているかもしれないが、諸賢の御批判を賜れば幸いである。

2. 149号木簡の概要

慶州の月城は、新羅の全時代にわたって王宮として使用された空間である。その形状が月に似ていることから、月城と称された。月城の周辺部には濠が設けられており、それを「垓字」と呼んでいる。月城北側の垓字は、4つの細長い池を連ねた形態をなしているが、その泥土層から墨書のある木簡29点が出土した。垓字は8世紀初頭には埋め立てられたようであり、よって木簡はそれ以前のものであると判断できる。今回取り上げる149号木簡については、後述する「牒」の字体からみて、西暦657年以前の可能性が高いと考えている。

149号木簡は四角柱状の角材である（第1図）。基本的に欠損部はない。材は中心部はやや太いが、上下に向かって若干細くなる。側面の四面を『月城垓字Ⅱ』に従ってa面～d面と名付けると、上端からみて、a面とb面、b面とc面はほぼ直角をなすが、c面とd面は鋭角、d面とa面は鈍角となっている。a面～d面はいずれも基本的に平滑に削るが、上下両端は若干丸みを帯びている。木簡の法量は、長さ18.95cm、幅（a面とc面の最大横幅）1.2cm、厚さ（b面とd面の最大横幅）1.2cmである⁴。

本木簡はa面～d面すべてに墨書がある。各面ともに1文字目の書き出し位置は、上端から計って、a面は3.65cm、b面は4.15cm、c面は4.25cm、d面は4.15cmと報告されている。このうちb面は写真版・実測図も参照すると、4.15cmとみるよりは、せいぜい4.0cmといったところであるように思われる。いずれにせよ、a面→b面→c面と少しずつ頭の位置が下がり、d面でわずかに頭の位置が上がることは間違いない。

一方、各面の下端部の余白は、a面は1.6cm、b面は2.41cm、c面は1.15cm、d面は12.4cmある。a面は1文字程度、b面は2文字程度の空白があるが、c面は文字を書く余地はほとんどないといってよい。これに対して、d面は2文字しか墨書しなかったこともあり、下にかんりの余白がある。

文字はいずれも同筆と判断され、一連の文章として記されたとみて間違いない。書体については、深津行徳氏が「当該木簡の文字は筆先を利用して丁寧にかかれていますが、楷書体の特徴である三折法を用いた形跡はなく、やや右上がりに横画を引きやわらかく左下方に転切する用筆と、独立した縦画を外回りに湾曲させる用筆が特徴的である。また字画を連続して筆記するなど、草・行書体の用筆が目立つのもその特色といえることができる」と指摘しており、妥当な見解といってよい。ごく大雑把に捉えれば、中国の六朝風の趣きの強い書体であり、日本の7世紀木簡と類似した書体と評することができる。中国→朝鮮半島

〈釈文諸説〉

◎李成市・三上喜孝・「月城核字Ⅱ」

- c 牒垂賜教在之後事者命盡
- b 經中入用思買白雖紙一二斤
- a 大鳥知郎足下万引白了
- d 使内

※「月城核字Ⅱ」は「使」の次を「官」と読むことに重点をおく。

◎深津行徳

- d 使官
- c 牒垂賜教在之後事者命盡
- b 經中入用思買白雖紙一二斗
- a 大鳥知郎足下万引白了

◎李鎔賢

- a 大鳥知郎足下万引白了
- b 經中入用思買白雖紙一二斗
- c 牒垂賜教在之後事者命盡
- d 使内

◎尹善泰

- a 大鳥知郎足下万 白
- b 經中入用思買白雖紙一二个
- c 牒垂賜教在之後事若命盡
- d 使内

※「万」の次は「拜」の可能性を注で指摘。



第1図 月城核字出土木簡（149号）赤外写真 1：1

→日本という文化の大きな流れを看取することができよう。

さて、文字はほぼ一定の間隔をもって記されているが、c面の「之」と「後」の間に限っては、やや余裕がある。李鎔賢氏などが指摘するように、これは当該部で文が切れることを示すための「空格」である。こうした「空格」が導入された理由について、犬養隆氏は、中国語としての漢文は個々の字を均等に配置するのが原則であるが、「中国語とは異なる文構造の言語を漢字で書きあらわそうとしたとき、適切な句読を得るために文字列上の視覚的な諸徴証をmarkerとして利用することは自然な傾きであり、その一つが文意の大きな切れ目に空格を施すことであつたのだろう」と述べる。そして犬養氏は、149号木簡や壬申誓記石の事例をもとに、朝鮮半島で「空格」が開発され、これが日本に導入されることになったという見通しを示す⁵。以下にみていくように、149号木簡はすべてを漢文として読むことはできず、日本の和文体にも相当するような「変体漢文体」で書かれているが、こうした文体と「空格」が密接に関係していることは確かに認めてよい。

さて、149号木簡の釈文は諸説あり、代表的見解は第1図の左横に示してある。文字の異同もさることながら、最も問題となるのは、a面～d面をいかなる順序で読んだらよいか、いまだ定見がない点である。諸説を整理し直すと、次のようになるであろう。

(1) 各面の訓読順序

* A説：a面→b面→c面→d面（李鎔賢・尹善泰氏）

* B説：c面→b面→a面→d面（李成市・三上喜孝氏・『月城塚字Ⅱ』）

* C説：d面→c面→b面→a面（深津行徳氏）

※『月城塚字Ⅱ』はさまざまな可能性を想定するが、B説にやや重点を置いているようにみえるので、そちらに分類した。

(2) 文字の異同

* a面：①2文字目は「烏」とされるが、尹善泰氏のみ「鳥」とする。

②8文字目は「引」とされるが、尹善泰氏はそのように解さず、注という形ではあるが、「拜」の可能性を指摘する。

③最下字は「了」とされるが、尹善泰氏はとくに釈文を提示していない。

* b面：④最下字は「斤」（李鎔賢・李成市・三上喜孝氏・『月城塚字Ⅱ』）か、「个」（尹善泰氏）か、「斗」（深津行徳氏）か。

* c面：⑤9文字目は「者」とされるが、尹善泰氏のみ「若」とする。

* d面：⑥2文字目は「内」（李鎔賢・尹善泰・李成市・三上喜孝氏）か、「官」（深津行徳氏・『月城塚字Ⅱ』）か。

以下、これらの相異点について、順次検討をおこなって、内容の確定につとめたい。この作業を通じて、149号木簡の意義を明らかにできればと考える。

3. 「牒」木簡とする見解

まず、(1) 各面の訓読順序に関する相異点であるが、それは149号木簡の内容理解とも密接に関わっている。(1)は3説あるが、木簡を上端から眺めたとき、A説では時計回り、B・C説では反時計回りに文字が記されたことになる。日本在住の研究者がいずれも反時計回りに訓読している点が目を引くが、それはc面の冒頭に「牒」という語が認められることから、「牒」の文書様式にもとづく木簡と理解することによっている。この見解を最初に提示したのは李成市氏であり、次のような訓読案を提示した。

牒す。垂(くだ)され賜し教在り。後事は命ずる盡に。

経中に入用と思しめし、買たしと白(もう)す。不(しか)らずと雖も紙一二斤。

大烏(官位十五等)知郎の足下の万引、白し了(お)える。

使内

李成市氏は、本木簡は「官司の間で交わされた牒」であり、紙の購入請求のための写経所関係文書と推定できるとする。また「使内」について、「使用する」「取り計らう」といった意味の「吏読」であるとする。李成市氏が「官司の間で交わされた牒」と述べているのは、次のような唐公式令を念頭においてのものであろう。

【史料1】『唐令拾遺』公式令復旧9牒式条

尚書都省 為某事

某司云云。案主姓名、故牒。

年月日

主事姓名

左右司郎中一人具官封名 令史姓名

書令史姓名

右尚書都省、牒省内諸司式。其応受判之司、於管内行牒、皆准此。判官署位、皆准左右司郎中。

これは「官司の下達文書としての牒」を規定したものである。唐の実例では、下達に限られず、上申・平行の場合にも使われるなど、極めて幅広い使用実態があった⁶。こうした広範な「牒」の使用実態が日本にも受け継がれていることは周知のとおりであるが⁷、149号木簡の出土によって、朝鮮半島でも同様であった可能性がでてきたのである。

つぎに三上喜孝氏は、基本的には李成市氏の訓読に依拠しつつも、若干異なった見解を提示した。まず、2行目(b面)の「白不雖」の部分「白にあらざと雖も」と訓読し、「白」は「申す」ではなく、紙の「白紙」を意味する可能性もあるとする。また3行目(a面)の「足下」は脇付、「万引」は差出人の人名であると解されるとし、宛先「大烏知郎」に対し

て、差出人「万引」が「牒」様式の文書木簡を出したと理解できるとする。そして8世紀の正倉院文書の書状形式の事例において、たとえば、

【史料2】麻柄麻多万呂啓（『大日本古文書』第5巻242頁）

主奴麻柄麻多万呂恐々謹白

先日通申米事

右件米、今日昨日間、甚要用。乞照状、好佐官尊申給。（中略）今注事状、謹白。

七月十七日付使早部真白万呂

敬上 吉成尊_{左右}

主奴麻柄全万呂状

のように、文書の最後に差出人（「主奴麻柄全麻呂」）と宛先（「吉成尊」）が明記された事例に着目し、149号木簡の3行目（a面）はこれらを1行にまとめたものと考えられるとする。こうした書状との類似性から、149号木簡は「官司間で交わされる牒」ではなく、「個人が出す牒」であると理解する。そして最終行（d面）の「使内」について、その意味は不明としながらも、正倉院文書では文書をもたらした「使」の名（「早部真白万呂」）が記される例があることから、木簡をもたらした使者に関する記述とみてよいのではないかと指摘する。すなわち、三上氏は149号木簡を「個人が出す牒」と理解している点が注目されるが、こうした「牒」は日本の公式令に規定がみえる。

【史料3】『養老令』公式令14牒式条

牒式

牒云云。謹牒。

年 月 日 其 官 位 姓 名 牒

右内外官人主典以上、縁事申牒諸司式。三位以上、去名。若有人物名数者、件人物於前。

これは内外の主典以上が諸司に上申する場合の書式として規定されたものである。日本ではこのほかにも、次に掲げるように、「移」式を準用した「牒」も存在している。

【史料4】『養老令』公式令12移式条

移式

刑部省移式部省

其事云云。故牒。

年 月 日 其 録 位 姓 名

卿 位 姓

右八省相移式。内外諸司、非相管隸者、皆為移。若因事管隸者、以以代故。

其長官署准卿。長官無、則次官・判官署。国司亦准此。其僧綱与諸司相報答、亦准

此式。以移代牒。署名准省。三綱亦同。

これは「移式準用の牒」といわれるもので、諸官司と僧綱・三綱の間で授受する際には、「移」ではなく「牒」を使用するという規定である。

日本の公式令に規定するのは上記の2箇条のみで、唐令（史料1）に示すような官司間の「下達文書としての牒」の規定については継受されていない。しかし日本の「牒」の実例をみると、公式令に限定されない広範な使用実態があった点は先述のとおりである。また日本の場合、公式令の整備は8世紀初頭の大宝令制定以後のことであるが、それ以前の7世紀段階からすでに「牒」は受容されていたことが確かめられる。

【史料5】湯ノ部遺跡（滋賀県野洲市）出土木簡⁸（第2図A）

・丙子年十一月作文記（右側面）

・牒玄逸去五月中□□^{〔官カ〕}蔭人

自從二月已来□□養官丁

久蔭不潤□□□□蔭人

・次之□□丁□□□□^{〔等利カ〕}

壞及於□□□□人□^{〔官カ〕}

裁謹牒也

274×120×20 011⁹

【史料6】石神遺跡（奈良県高市郡明日香村）出土木簡¹⁰（第2図B）

□□…前牒吾○^{（穿孔）}

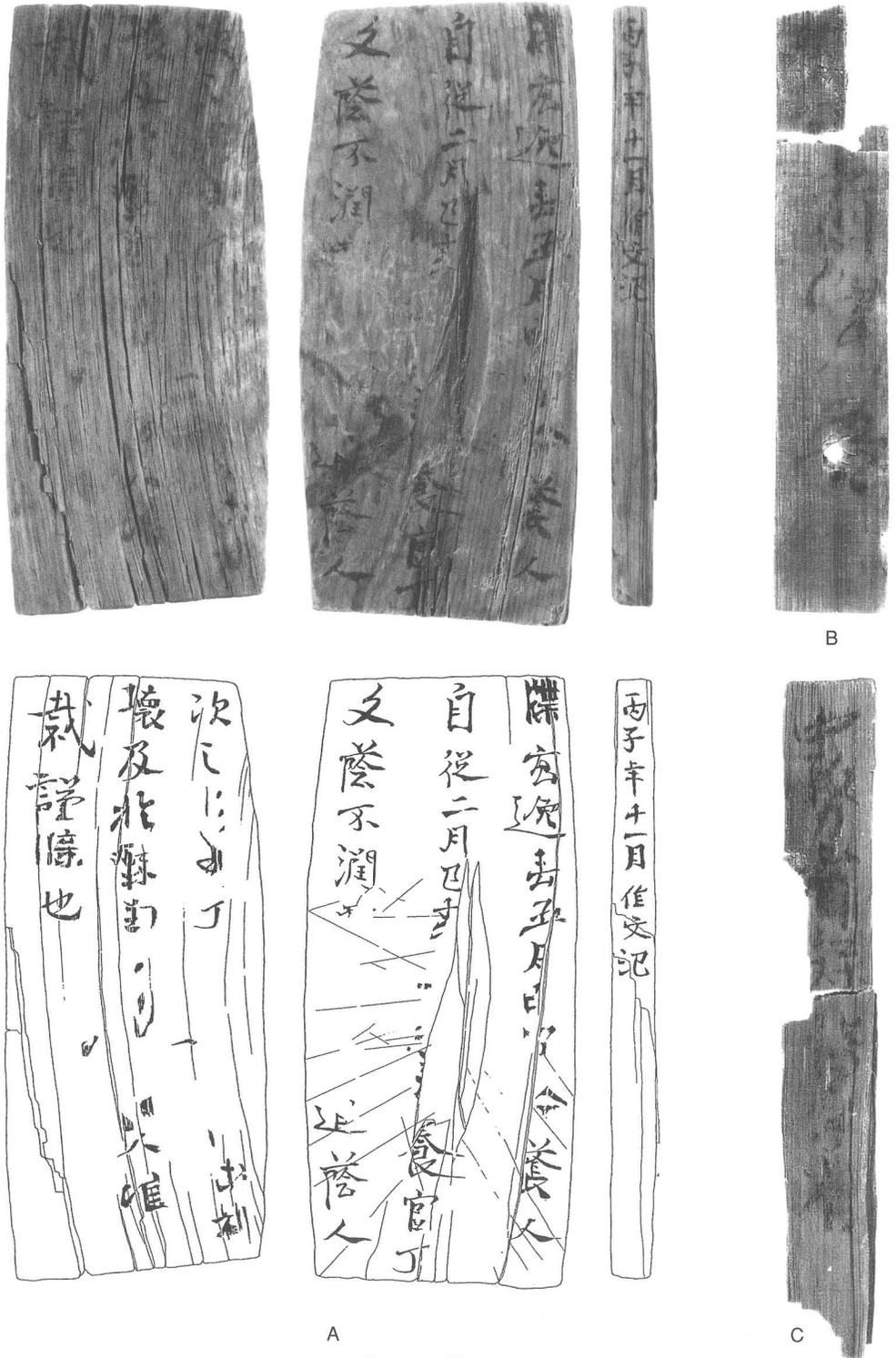
(26+96)×22×3 019

【史料7】藤原宮跡（奈良県橿原市）出土木簡¹¹（第2図C）

中務省牒□^{〔留カ〕}守省

(127)×(17)×4 081

史料5は「玄逸」という「個人がだした牒」とみられる。文末に「謹牒」とあることから、おそらく上申に関わる内容であり、公式令14条（史料3）に近い用例といってよからう。湯ノ部遺跡を含む滋賀県野洲市西河原のエリアでは、西河原森ノ内遺跡、西河原宮之内遺跡などから7世紀の木簡が複数出土しており、史料5もそのひとつとされている。その場合、「丙子年」は天武五年（676）となる。ただし西河原のエリアでは、8世紀の木簡も出土することから、60年後にあたる天平八年（736）の可能性も完全には否定できない。確かに8世紀以後は元号が一般的になるが、8世紀前半であれば、干支年号を使う事例もあり¹²、干支年号のみによって7世紀木簡と判断することはできない。問題は「蔭人」とあることで、これが蔭位制（3位以上の子・孫や4・5位の子が21歳に達すると、所定の位階を授かって出身できる特典）に関わるとすれば、それは701年の大宝選任令制定に始まるため、736年としなければならない。これに対して、蔭位制とは直接関わらず、単に「庇蔭」の意味で使用される語句にすぎないという見解もある。本木簡を詳細に検討した山尾幸久氏は、676年の前年にあたる天武五年4月に「勅（中略）又外国人欲進仕者、臣・連・伴造之子、及国造子聽之。唯雖



A

第2図 「牒」木簡

A 湯ノ部遺跡出土木簡 (3:10)

B 石神遺跡(第16次)出土木簡 (4:5)

C 藤原宮跡出土木簡 (1:2)

以下庶人、其才能長亦聽之」(『日本書紀』同月辛亥条)という勅がだされている点と関連づけ、評督・助督の子としての兵衛出仕資格、あるいは評督・助督の継承資格に関わると理解する¹³。現時点では史料5の年代は確定できず、7世紀代に遡る「牒」木簡の可能性のある点を確認するにとどめておきたい。

史料6が出土した飛鳥地域の石神遺跡からは、2007年7月時点で約3700点に及ぶ木簡が出土している¹⁴。干支年号の書かれた紀年銘木簡は25点以上あり、1点だけ乙丑年(天智四年、665)という少し古い時期の木簡があるが、他は乙亥年(天武四年、675)から壬辰年(持統六年、692)までの範囲に収まっている。飛鳥から藤原に遷都されるのは694年のことであるが、木簡の示す年代はすべてそれ以前のものとなっている点が注目される。地方行政単位などの表記の観点からみても、石神遺跡出土の木簡は7世紀代のものと考えられる。したがって、史料6は年紀こそないものの、680年代を中心とする時期の「牒」木簡とみることができる。本木簡には「前」という語が認められ、いわゆる「前白」木簡(後述)の一種であるため、「牒」は上申の意味で使われたものである。「吾」は上申者であるが、その具体的な名前が裏面に続いた可能性があるが、現状では確認できない。上申先は「前」字の前段に書かれているとみて間違いはないが、釈読は困難である。なお「吾」字にかかるように穿孔が施されているが、二次的に入れられたものである。残念ながら詳細な内容は不明であるが、7世紀後半に「上申に関わる牒」が日本にあったことを示す重要な史料といえることができる。

史料7は藤原宮跡(694年~710年)から出土したもので、8世紀木簡の可能性も十分にあるが、比較的初期の事例として参考までに掲げておいた。「中務省」から「留守省」に宛てたもので、「官司の間で交わされた牒」である。

三上喜孝氏は史料5を取り上げ、鐘江宏之氏¹⁵の見解を引用しながら、大宝令で「牒」の書式を制定する以前から、その基層に前提となる文書の文化が形成されていたことを論じている。前述のとおり、史料5を676年の木簡としてよいか疑問も残るが、少なくとも史料6は7世紀の「牒」の実例とみられ、三上・鐘江氏の見解に全面的に賛成である。

ところで、「牒」の受容時期とも密接に関わるが、その字体に注目したい。149号木簡・史料5の第2面・史料6はいずれも「牒」の字体であり、唐のように異体字で「𠂔」と記されていない。周知のとおり、唐朝の創始者である太宗李世民的「世」字が忌諱された結果、異体字「𠂔」が用いられるようになり、顕慶二年(657)以後は「牒」字は完全に使われなくなる¹⁶。唐の強い影響下に置かれていた新羅でも、おそらく唐と連動して、657年以後、「牒」字から「𠂔」字に変化した可能性が高いであろう。しかし149号木簡で「牒」字となっているのは、これが657年以前のものであったからではないか。すなわち、すでに657年以前から朝鮮半島では「牒」が受容されていたと推測されるのである。

これに対して日本では、史料5・6のように、657年以後においても「牒」字が用いられて

いる。ただし史料5では、第2面は「牒」字であるが、第3面は「牒」字が用いられている。史料7も「牒」字である。事例の列挙は省略するが、奈良時代には「牒」字と「牒」字の双方が使われ、平安時代になると「牒」字にほぼ限定されるようになる。川端新氏が指摘するように、日本では「牒」字を忌諱する理由は特にないので、確実には8世紀以後になって「牒」字が使われだすのは（史料5の年代観が微妙であることは前述のとおりである）、唐で広くおこなわれていた文書様式の影響が及んだ結果によるとみられる¹⁷。このことは逆にいえば、唐の影響が強く及ぶ以前の段階には、「牒」字が使われたことを意味しよう。7世紀後半から末にかけて、日本は唐との直接交渉はなかった事実が想起される。日本では657年以前にすでに、おそらく朝鮮半島を経由して「牒」を受容しており、そのときの知識にもとづいて、「牒」が広く用いられていたことを物語るのではないか。

以上、李成市・三上喜孝両氏の見解を中心に紹介し、若干の補足をおこなった。これまで日唐の史料を通じて、両国における「牒」の広範な使用実態が知られていたが、韓国149号木簡をそのなかに位置づけることで、日本は直接的には朝鮮半島を通じて「牒」を受容した可能性が高まったといえよう。

4. 訓読の方向

さて、149号木簡を「牒」木簡そのものとみる見解は、深津行徳氏にも受け継がれているが、d面を「使内」ではなく「使官」と釈読し、これを「官に使す」と訓読して、冒頭にもってくる点が異なっている。ただし、李成市・三上喜孝両氏と同じく、上端からみて反時計回りの方向で文字を訓読していく点では共通している。また『月城塚字Ⅱ』でも、さまざまな見方を提示するものの、文頭が「牒」ではじまる可能性を考え、反時計回りの訓読を第一に考えているようである。しかしながら、反時計回りの方向に文字を記すということは、果たしてありえたであろうか。そこで、(1)各面の訓読順序を問題にすることとする。

そもそも、四面体の墨書とは4行分の文字を記すことに他ならない。もし紙の文書に4行分の墨書をおこなうとすれば、右から左に向かうのが通常である。149号木簡は紙の文書ではないため、こうした原則をあてはめるのは適切ではない、という批判がでるかもしれない。深津行徳氏は「ちょうど策や紙巻を広げるときのように、反時計回りに回して閲覧したのであろうか」という推定をおこなっている。だが次に述べるように、あえて四面体に墨書した理由を考えるならば、こうした見方に与することはできない。

韓国木簡の大きな特徴として、棒状の形態をなし、三面以上に墨書されたものが多い点が指摘できる¹⁸。日本の木簡の大半は、あまり厚みはなく、二面ないし一面のみに墨書されるのと大きく異なる。日本の木簡は約7割が檜材、約3割が杉材、その他の材は極めて少数である¹⁹。檜や杉は比較的大きく材を取ることができ、柔らかいため加工もしやすい。一方

韓国では、松を利用した木簡の割合が極めて高いが²⁰、松は杉や檜のように幅広の材をとるのに適していない。韓国の木簡をみると、皮をはいで若干整形しただけのものが珍しくなく、しばしば枝の幹の部分がそのまま残されている。これは細い木を最大限に利用する形で木簡を作ったことを物語っている。このように使用できる木の形状に大きく制約されて、しばしば棒状の木簡となって現れてくるのである。そこに一定の情報を盛り込むためには、二面に墨書するだけでは足りなく、必然的に、三面以上に墨書せざるを得なくなると考えられる。すなわち韓国では、日本のように幅広の材が入手困難であったため、墨書面を多面にすることによって、書写面を多く確保する方向に向かったのである。

このように理解してよいとすれば、四面に墨書された149号木簡についても、右の面から左の面へ向かって、つまり上端からみて時計回りの方向に文字を書いていったとみるのが自然であろう。この点について明確に自覚したのが尹善泰氏で、次の木簡を例に取り上げ、文字が上端からみて時計回りに書かれるのが原則であったことを確認している。

【史料8】金海鳳凰洞出土木簡（147号木簡）²¹

- ・ □不 欲 人 之 加 諸 我 吾 亦 欲 无 加 諸 人 子 □
- ・ □□□子 謂 子 産 有 君 子 道 四 焉 其 □
〔文也カ〕
- ・ □已□□□色 旧 令 尹 之 政 必 以 告 新 □
- ・ □違 之 何 如 子 曰 清 矣 □ 仁 □ □ 曰 未 知 □

本木簡は上下両端は欠損するが、『論語』公冶長篇の一節を記していることから、釈文に示した順番に書かれたことは間違いなく、時計回りであることは明瞭である。

また、三面墨書の事例ではあるが、次の木簡も同様の方向で文字を記したとみてよい。

【史料9】二聖山城出土木簡（118号木簡）²²

- ・ 戊辰年正月十二日明南漢城道使
- ・ 須城道使村主前南漢城城火□□
〔有カ〕
- ・ □□漢黄去□□□□□
〔城カ〕 〔之カ〕〔賜カ〕

この木簡は下端が欠損するが、李成市氏が明らかにしたように、「南漢城道使」が「(□)須城道使村主」に対して発信した文書と考えられる²³。木簡の出土した二聖山城は、7世紀の新羅の一大軍事拠点であった「南漢城」の北方に位置しており、2行目の「城火」(狼煙・烽火のことか)から推測するに、何か緊急事態が発生し、その緊急連絡をおこなったものとみられる。下端欠損のため詳細は不明であるが、上記の順番に従って時計回りで文字が書かれていたことは、まず間違いのないところである。

なお、中国で多面体の木簡は「觚」と称されているが、やはり時計回りの方向で文字を記するのが原則のようである。

したがって、149号木簡も時計回りの方向で文字が記されていた可能性が高い。結論か

ら先にいえば、李鎔賢・尹善泰氏と同じく、a面→b面→c面→d面という順序が最も妥当であると考えている。この順番を妥当と考える最大の理由は、後述するような木簡の内容理解にあるが、実は形式的な側面からみても、この順番が最も妥当と考えられる。前述のように、a面→b面→c面へと移行するにつれて、徐々に1文字目の書き出し位置が下がり、d面でわずかに上に引き戻されているからである。紙に文字を右から左へ向かって書いていく際、左の行に行くにつれて書き出し位置が下がってくることは、我々のしばしば経験するところである。同じことが、四面体の149号木簡についてもいえよう。

また下端部の余白および「空格」に着目した際、〔1〕a面／b面／c面（6文字目まで）／c面（7文字目以降）／d面、という5つの単位に切るか、〔2〕a面／b面／c面（6行目まで）／c面（7行目以降）+d面、のように4つの単位に区切ることができるが、木簡の内容（後述）との整合性からすれば、〔2〕のように理解できる点を指摘しておきたい。これは、a面→b面→c面→d面という順序の正しさを暗示するものである。

5. 新釈文の提示

つぎに、(2)文字の異同をみていく。前述のように計6箇所について意見が分かれている。以下、順に私見を述べたい。

① a面2文字目は確かに「鳥」の字形であるが、「鳥」と「鳥」をどこまで厳密に認識して書き分けていたか疑問が残る。官位十五等に相当する「大鳥」という語句がある以上、「鳥」とするのが妥当だと考える。

② a面8文字目は「引」字とみる見解が多いが、その場合、旁に相当する文字の右側の棒はまっすぐ書かれておらず、2箇所で屈曲している点が問題となろう。この文字をよくみると、文字の左側と右側はよく似ている。そこで考えられるのは、尹善泰氏も指摘したように、「拜」（拜）字の可能性である。ここで私なりに根拠をあげると、扶余の陵山里寺址出土の木簡（『韓国斗 古代木簡』第305号木簡）の片面に、「宿世結業同生一處是／非相問上拜白□」^{〔奉カ〕}と釈読できるものがあり（第3図）、この「拜」字は文字の左側と右側はよく似た字形となっている。ともに縦棒1本に対して、横棒3本である。今の「拜」という字体からすれば、右側は横棒が1本足りないが、当時はそれで通用したのである。今問題としている149号木簡はかなり崩れているが、「拜」の可能性は十分にある。



第3図 陵山里寺址出土木簡（305号）赤外写真 4:5

しかも「拜」の次にくる文字は、両木簡で共通して「白」字となっている点が注目される。「拜白」は「拜(おが)みて白(もう)す」と訓読でき、「おじぎをして申し上げる」といった意味の謙讓表現になると思われる。このようにみてよいとすれば、当該部が差出人の名前であったとはいえなくなる点を指摘しておきたい²⁴。

③ a面の最下字は「了」という見解が一般的であるが、『月城峽字Ⅱ』では、他に「之」字とみる説、「白」字の字画の一部とみる説、「終了を表現する記号」とみる説も紹介されている。このうち「之」や「白」字の一部とみる説については、a面6文字目の「之」やb面7文字目の「白」と字形はまったく異なることから成立しがたい。基本的には「了」という見解が一般的のようであるが、日本の研究者のように反時計回りに訓読した場合、書き出しの「牒」を受けて、「白了んぬ」で結んだことになる。日本の7世紀の文書木簡には、たとえば「師啓奉布一机／今借賜啓奉」や、「恐々敬申院堂童子大人身病得侍／故万病膏明膏右□一受給申」²⁵のように、文頭と文末に上申の意味を繰り返す語法があり²⁶、それとの関連からも注目される。また深津行徳氏は、「文末の「了」字を長くのばす例は漢簡に多くあり、それは追記を防ぎ文書の終末を強調するためである」という重要な指摘をしている。これは「終了を表現する記号」とする見解とも相通じる面がある。

しかしながら、4章で検討したように、反時計回りの訓読が成り立たないとすれば、a面が文末になるとはいえず、文末でないとすれば「了」字とみる必然性もなくなる。そこで別字の可能性を考えたとき、これまで指摘されていないが、踊り字が想起される。踊り字の字形はさまざまあるが、149号木簡のように、単に縦棒一本で表現しだけの事例が存在するからである(第4図)²⁷。この場合、③ a面最下字の踊り字は「白」字を強調するだけにとどまらず、a面には以下文字が続かないことを示す意味あいもあったと考える。後者の側面は「終了を表現する記号」とする見解に近いが、積文としては踊り字「々」をたてるのがよいであろう。

④ b面の最下字は基本的に「斤」「斗」「个」の3案がだされている。このうち「斗」については、その成立する余地はほとんどないと考える。「斤」「斗」は日本の木簡でも多用される文字であるが、経験的にみて、字形だけでは区別できない場合が多い。そのため内容から判断せざるをえないが、「斤」は重量表示、「斗」は容量表示をする際に利用されるので、これが手がかりとなる。紙の数量を量る際に、何か容器に入れるということは考えがたいので、「斗」というよりは「斤」とすべきであろう。一方「个」については、物の個数を示す単位であるので、紙の枚数を数えるにふさわしい。ただし古代朝鮮において、「个」がどれだけ一般的に用いられる単位であったのか不明であり(「斤」「斗」は広く使用されていた)、私にはその当否が判断ができない。「斤」であっても特に問題のない字形であるので、若干の留保をつけた上で、ここでは「斤」とみておきたい。

⑤ c面9文字目は、下部がやや押しつぶされており、「日」というよりは「口」に近い。その意味では「者」よりは「若」の方が妥当のようにも見えるが、「者」であっても、明確に「日」と表現しない事例も皆無ではなく、「者」「若」のいずれであっても成立しうる字体である。意味的には「者」の方がより妥当であると判断する。

⑥ d面2文字目は「内」字にしてはいびつな字形であるが、「官」字にしても、「ウ冠」の内側は「口」がひとつしかなく、ただちには従いがたい。また「ウ冠」とするには、1画目の縦画が「ワ冠」の横画を大きく突き出ている点が気がかりである。さらに、仮に「口」をひとつ書くだけでよいとしても、「口」であれば、右側の屈曲部で途切れることなく、筆が滑らかに左下に運ばれてしかるべきであるが、写真で判断するかぎり、そうなっていない。むしろ、「口」の最終画になるべき部分は、「ウ冠」とした墨書の最終画が左下へ長く伸びたように見える。これらの点からみて、「官」字とするには問題が大きいと思う。

一方「内」については、確かに違和感を抱かせる字形であるが、運筆をたどるかぎり、特に矛盾はないと考えられる。いびつに見える理由のひとつは、「冂」の2画目が左下へ長く伸びていることにある。これほどまでに内側に入る字体は珍しいが、勢い余って筆が流れたことによるとみることもでき、決してあり得ないことではない。また、縦画のように見える下側の墨痕も、「内」字とするのを妨げる要因になっているが、しかし『韓国斗 古代木簡』所載の赤外線写真の拡大版をみると、当該部は少し墨痕が薄くなっている。これは筆で書いたものではなく、墨が流れてしまったにすぎないのではなからうか。あるいは、筆でなぞったことによる墨痕とみるにしても、字画として明確に記したものというよりは、3画目に向かう途中でついた墨痕とみる余地もある。これらの点は実物のより詳細な観察が必要であるが、現時点では「官」よりも「内」とみるのが妥当と判断される。

ところで、「使内」に関しては、早く李成市氏が「吏読」に関わる語句で、「処理する」「取り計らう」といった意味であることを指摘しており、私もそれに従ってよいと考える。これに対して『月城塚字Ⅱ』では、[1] 字形的に「内」とはしがたい、[2] d面に単独で記されている、[3] 終結形の用例はなく、複合語として用いられる、といった理由で「吏読」説を退けている。

しかし [1] は前述のように「内」の可能性は十分に考えられ、この点は『月城塚字Ⅱ』も完全には否定していない。また [2] に関しては、c面の下端部における余白からみて、d面はc面から連続する文章とみることも十分に可能であり、批判として有効とはいいがたい。[3] は私の判断を超えるが、尹泰善氏は「[使内]の「内」は、新羅の吏読文で多く使われ、前の文字を釈読するよう指示する文字であり、動詞の後に使われてその動詞が固有語で読まれることを指示する機能を果たした」と述べており、「吏読」説をとっても特に問題はないという印象をもつ。

以上の検討をもとに、新たな釈文案を提示しておく。

- (a面) 大烏知郎足下万拜白々
- (b面) 経中入用思買白不雖紙一二斤
- (c面) 牒垂賜教在之 後事者命盡
- (d面) 使内

6. 内容解説

149号木簡の新たな釈文案にもとづき、その内容を明らかにしたい。まず最初に、訓読案を掲げておく。

- (a面) 大烏知郎の足下に万(よろず)拜(おが)みて白(もう)し白す。
- (b面) 経に入用と思しめし、白にあらざと雖も紙一二斤を買えと、
- (c面) 牒を垂(た)れ賜えと教在り。後事は命を盡(つく)して
- (d面) 「使内」(「吏読」で訓読する)。

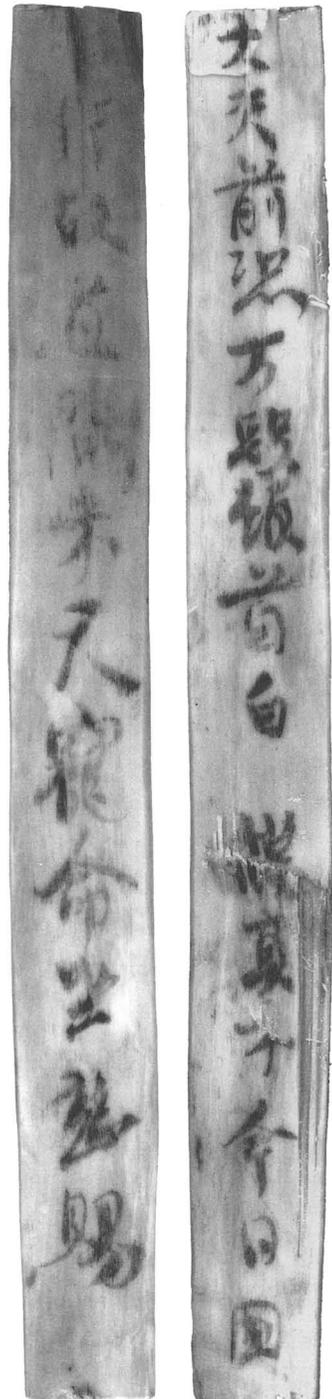
まずa面であるが、単純化すると「某足下白」というものであり、尹善泰氏が指摘するように、日本の飛鳥・藤原地域で多く出土する7世紀代の「前白木簡」と共通する点が高いと考えられる。日本における「前白木簡」の事例は極めて多いが、149号木簡を理解する上では、次の木簡が特に重要であろう。

【史料10】飛鳥京跡苑池遺構(奈良県高市郡明日香村)出土木簡(第5図)²⁸

- ・大夫前恐万段頓首白 〔僕カ〕真乎今日国
- ・下行故道間米无寵命坐整賜

293×31×6 011

これは短冊形をした完形木簡である。木簡の出土状況や書風などから、7世紀後半頃のものと考えられている。本木簡は東野治之氏による詳細な分析があり、「大夫の前に恐(かしこ)みて万段(よろずたび)頓首して白す。僕(やっこ)真乎、今日、国に下り行く故に、道の間の米無し。寵命(おおみこと)に坐(ま)せ、整え賜え」とい



第5図 飛鳥京跡苑池遺構出土木簡赤外写真 3:5

う訓読案が示されている。「寵命」は本来的には「天皇の命令」を意味するが、ここでは広く「上司・主人の命令」を指して用いられたものである点に注意したい。東野説を踏まえて訳すと、「大夫様の前に進み出て、恐れながらも常に首を垂れて申し上げます。奴である私真乎（「真乎」は個人名）は、本日、地方に下向いたしますが、道中の米がございません。上司の命令でありますので、道中の米を整えて下さいますように（お願い申し上げます）」となろう。要するに、急遽地方へ下向することになった真乎なる者が、道中の食料とする米の支給を願い出た木簡である。

ここで注目されるのは、冒頭部の「大夫前恐万段頓首白」という表現である。149号木簡と比較したとき、「大夫-大鳥知郎」、「前-足下」、「万段-万」、「頓首-拜」、「白-白々」という対応関係が容易に見て取れるであろう。使用している語句こそ違うが、ほぼ同じ文章構造といってよい。

こうした「前白」形式の文書様式は、もちろん日本独自に編み出したものではない。すでに東野治之氏は1983年に発表した論文で、これが中国の六朝時代頃の文書形式に影響されたものであることを論じている²⁹。日本が朝鮮半島を経由して、中国六朝時代の文化を摂取していったことは、さまざまな次元で説かれている。当然、朝鮮半島でも「前白木簡」に類するものがあるべきであるが、それをはじめて詳細に具体的に示したのが、李成市氏の1996年の論文である。李成市氏は、二聖山城出土の木簡（史料9）を取り上げ、2行目の「前」は「誰それ宛て」という意味をもち、「前白木簡」と軌を一にする用例であることを指摘した³⁰。史料9の「戊辰年」は、608年もしくは668年と推定され（李成市氏は608年の可能性がより高いとする）、149号木簡と時期的に近い。これらの事例により、7世紀代の朝鮮半島において、日本の「前白木簡」に類する文書様式が存在していたことが判明した意義は大きいといえるであろう。

つぎにb面についてみたい。『月城塚字Ⅱ』が述べるように、7文字目の「白」が「白い」の意味か、「申し上げる」の意味かで解釈が変わってくるが、ここでは三上喜孝氏の見解を参照して訓読した。意味的には「写経で必要となる紙を、たとえ白紙でなくてもよいので、一二斤買いなさい」となる。李成市氏のように「経に入用と思しめし、買たしと白（もう）す。不（しか）らずと雖も紙一二斤」といった訓読も可能であろうが、いずれにせよ、写経で必要となる紙の購入について述べている点は間違いない。

c面は「空格」を境に2つの文章に分かれる。まず前半の「牒垂賜教在之」に関して、李成市・三上喜孝氏などのように「牒す。垂（くだ）され賜し教在り」とは訓読しなかった。前述のように、本木簡は上端からみて時計回りに訓読すべきものであるが、もしc面が冒頭であった場合、d面「使内」がそれに続かなければならないが、それでは文章の意味をなさないのである（そのため李・三上氏などは、半時計回りを想定した）。c面はb面を直接受けた

とみる必要があり、そうした文脈のなかで訓読を考えるべきである。

一方、深津行徳氏は当該部について「牒を垂れ賜って教することがあった」と解釈しているが、「牒」と「教」の関係が甚だ曖昧であるといわざるを得ない。こうした曖昧さは、李鎔賢・尹善泰両氏や『月城塚字Ⅱ』の見解にも認めることができる。すなわち、李氏は「牒を下されて教されました」と訳し、尹氏は「牒を下された（垂賜）命令（教）がありました（在之）」としている。また『月城塚字Ⅱ』では、文字の切り方について、①「牒垂賜／教在之」、②「牒垂賜教在之」、③「牒／垂賜教在之」の3案を提示するが、「牒」様式の文書とみる③を除くと、①は「牒を下さって命令（教）なされた」、②は「牒を下された」と解釈しており、「牒」と「教」の関係が不明瞭なのである。

さて「牒垂賜教在之」を訓読する際に最も重要となるのは、これまであまり自覚的になされていないが、「牒」と「教」の関係を明確化することであろう。「牒」については前述のとおりで、朝鮮半島においても、唐・日本と同じように広範に使用されていたと考えられる。「牒」は個人が上申する際にも使用されるが、官司間では上申・平行・下達すべてに関わって用いられたとみてよからう。149号木簡についていえば、「牒を垂（た）れ」と命令形として訓読することが可能なので（後述）、下達に関わって使用されたとみることができる。つぎに「教」であるが、一般には「新羅王の命令」として使用される語句である。ただし月城塚字出土の153号木簡に「四月一日典大等教事」と記されたものがあり、「教」のすべてが新羅王の命令であったわけではなく、「上位官庁の命令」といった意味合いで使用される場合もあったとみなければならない（史料10の「寵命」が文字どおり「天皇の命令」とならないのと同様である）。149号木簡の「教」については、文脈上「新羅王の命令」「上位官庁の命令」のいずれもありえるが、153号と同じ発掘調査で出土していることを考えれば、「上位官庁の命令」と理解するのが無難であろう。

このように「牒」「教」それぞれの意味を踏まえた上で、次に重要になってくるのは、当該部は「正格の漢文体」ではなく、「変体漢文体」となっている点を明確に認識することである。「変体漢文体」である以上、訓読をおこなう際には、文脈を踏まえた上で、いかなる助詞を補うかが肝要となってくる。私は、b面のような内容からなる「牒」を「大烏知郎」が下すように、という命令の「教」が先に出されていたと理解し、「牒を垂（た）れ賜えと教在り」という訓読をおこなった。実はb面の末尾を「買えと」と命令形に訓読したのは、こうしたc面前半部の理解にもとづくものである。また「牒を垂れ賜え」の「賜え」であるが、これはいわゆる「尊敬の補助動詞」³¹と称されるもので、「牒を垂れ」る主体である「大烏知郎」に対して、木簡作成者（上申者）が敬意を表したものと考えられる。

以上の私見を整理すると、次のような時間の経緯があったことになる。

〈1〉写経で必要となる紙を用意することを命じた「教」がだされた（口頭命令か）。

〈2〉この「教」を受けた者が、その内容を「大烏知郎」に伝えるための木簡を作成。

〈3〉木簡作成者は、「教」の内容を「大烏知郎」に伝え、「大烏知郎」が「牒」を（紙の取り扱いをおこなう官司に対して）発給してくれることを願い出る。

こうした「教」→「牒」という流れが正しいとすると、日本の次のような実例が想起されるのではなかろうか。

【史料11】法師道鏡牒（『大日本古文書』第5巻238頁）

牒 東大寺一切経司所

請一切経目録事

在於彼寺。経律論並章疏伝等之目録是也。

右、被今月六日内宣稱、件経律等目録、暫時令請者。今依宣旨、差豎子上君麻呂充使、令奉請。具状故牒。

天平宝字六年六月七日

法師道鏡

これは、東大寺の所蔵する一切経目録を借り出すようにという「内宣」（天皇の口頭命令）を受けた道鏡が、その旨を東大寺に伝えるべく「牒」を東大寺に発したものである。

また唐でも、皇帝の命令である「勅」を「牒」の文書形式で伝えた「勅牒」が知られている。「勅牒」については中村裕一氏による考察があり、官府・官人の奏請があるものと、皇帝が一方的に発するものとの2種類があるが、後者は次のような文書様式である³²。

【史料12】勅牒の文書様式

中書門下 牒某

牒。奉勅、云云。牒至准勅。故牒。

年月日 牒

宰相具官姓名

史料11・12から、「内宣」「勅」→「牒」という流れが読み取れるが、これは149号木簡の「教」→「牒」と対応関係にある。「牒」のひとつの類型として、上位者の命令を取り次いで「牒」を発するというスタイルがあったことを認めてよいのではないか。

最後にc面後半部とd面についてみていく。先述のように、c面後半部には、a・b面とは違って下端部に別字を書くだけのスペースがないこと、d面の「使内」は「吏読」で「処理させる」といった意味になることを踏まえて、c面後半部とd面は連続させて上記のような訓読をおこなった（ただし、d面の「使内」は「吏読」であるため、日本語での訓読は難しい）。当該部の意味は、「後の事は（この木簡には特に記していませんが）命令の意を十分に踏まえて処理して下さい」になると考える。

ところで、「盡」（つくす）と同じような意味をもつ文字に「悉」がある。日本の古文書に

は、文末に「悉之」（これをつくせ）と記したものが多くみられ、「書面は意を尽くさないが、万事を察せよ」といった意味になることは、三保忠夫氏の研究に詳しい³³。三保氏は「悉之」に関わる表現として、『唐大詔令集』で文末に「宜悉朕懷」「各令知悉」「所当悉之」などの表現がみられる点に着目しているが、149号木簡の「命盡」もこうした用例に連なるものと推定されるのである³⁴。

以上の検討をもとに、149号木簡の試訳を示しておく。

大鳥知郎の足下で常に拝んで、次のようにお願い申し上げます³⁵。経で必要となる紙を、たとえ白紙でなくてもよいので、一二斤買いなさい、という牒を垂れ賜いなさいという命令がありました（したがって、この命令の旨を取り次ぎ、牒を発給していただくよう、お願い申し上げます次第です）。後の事は命令の意を十分に察した上で処理して下さい。

7. おわりに

本稿では、日本・中国の史料も踏まえながら、議論の多い月城垓字出土の四面墨書木簡（149号木簡）の再検討をおこない、新たな解釈を試みた。私見は4～6章を中心に記したとおりである。先行研究との相異点に限って確認しておく、日本の研究者は149号木簡を「牒」木簡そのものとみたが、私は日本の「前白木簡」に相当するような上申文書として理解するのが妥当であると考えた。その点で尹善泰氏の見解に賛同するものであるが、尹氏とは時間軸に関する理解はまったく異なる。尹氏の時間軸の理解は次のようである。

- 1、「大鳥知郎」が149号木簡作成者に「牒」を下す。
- 2、149号木簡作成者がその「牒」によって仕事をさせる。
- 3、149号木簡作成者が「牒」通りに仕事をさせた事実を「大鳥知郎」に文書で報告。

すなわち、尹善泰氏は、「大鳥知郎」（「大鳥知郎」が正しい）に対して事務報告をおこなったのが、149号木簡であったとみており、「牒」もすでに下されたものとする。

また『月城垓字Ⅱ』も諸々の可能性を想定しつつも、① 写経用の紙を購入するように命令がだされる、② その命令を実行する、③ 使臣を送って申し上げる、④ 木簡を記録する、という流れを基本に据えているようである。

これに対して私は、「教」を取り次いだ木簡作成者³⁶が、「大鳥知郎」に対して、写経用の紙を購入することに関わる「牒」を発給するように上申したもの、と考えており、これらの見解とはまったく異なる。尹氏や『月城垓字Ⅱ』などは「牒」と「教」との関係を明確化させなかったが、私は両者の関係に着目し、上述の考えを導いたのである。「教」を受けて「牒」を発するという流れは、同様のスタイルが唐・日本でみられることから、朝鮮半島でも一般化していた可能性があるといえよう。

本稿では1点の韓国出土木簡を素材にして、東アジアに共通する文化的基盤を念頭に置

きながら、木簡を理解する必要があることを論じたつもりである。中国・朝鮮半島の史料収集は万全ではなく、日本古代史の事例も7世紀木簡を中心に若干取り上げたにすぎず、今後に期すべき点が多い。細部についてはさらに詰めるべき点があるが、大枠の提示という点では、これまでの先行諸研究に対する問題提起になったものと考ええる。

日本語と朝鮮語は文法構造がよく似ているといわれているが、それは古代に遡るものであったことが、木簡の検討を通じて改めて再認識できた。日本・韓国ともに「変体漢文体」で文書木簡は書かれており、固有名詞と一部の「吏読」を除くならば、日本の木簡を読む際の知識でかなりの部分に対応できるという印象を強く抱いている。これは逆にいえば、韓国の木簡を読む知識によって、日本の木簡にも対応できるということである。日韓の研究者が双方の木簡を意識的に取り上げることで、豊かな研究成果の実りが得られよう。

註

- 1 一部墨痕のないものも含む。日本では原則として墨書のある木片に限って木簡としており、韓国とはやや状況が異なる。日本では30万点以上の木簡が出土しているとされる。木簡の出土遺跡・年代・点数・参考文献などの基礎的データは、2002年末までに公開された分が、奈良文化財研究所埋蔵文化財センター『全国木簡出土遺跡・報告書総覧』（埋蔵文化財ニュース第114号、2004年）に網羅されている。
- 2 本稿で中心的に取り上げる先行研究は以下のものである。① 李鎔賢「新羅木簡の形状と規格」（朝鮮文化財研究所『韓国出土木簡の世界』（アジア地域文化学叢書4、雄山閣出版、2007年）、② 尹善泰「月城垓字出土新羅木簡に対する基礎的検討」（前掲『韓国出土木簡の世界』、訳者は橋本繁）、③ 李成市「朝鮮の文書行政」（『文字と古代日本2 文字による交流』吉川弘文館、2005年）、④ 深津行徳「古代東アジアの書体・書風」（『文字と古代日本5 文字表現の獲得』吉川弘文館、2006年）、⑤ 三上喜孝「韓国出土木簡と日本古代木簡」（前掲『韓国出土木簡の世界』）。①②⑤は2005年1月22日のシンポジウムで口頭報告されたものである。以下、5氏の見解については、特に断らない限り、これらの研究論文による。なお李成市氏の見解については、「韓国木簡 연구의 현황과 咸安城山城 墟의 木簡」（『韓国古代史研究』19、2000年）、「古代朝鮮の文字文化」（国立歴史民俗博物館『古代日本 文字のある風景』（朝日新聞社、2002年）なども適宜参照した。また三上喜孝氏の見解については、「文書様式「牒」の変容をめぐる一考察」（『山形大学歴史・地理・人類学論集』7、2006年）、「日韓木簡学の現状とその整理状況」（『唐代史研究』9、2006年）なども適宜参照した。
- 3 『月城垓字Ⅱ』の木簡部分は、その刊行とほぼ同時に、執筆者である李鎔賢氏の著書『韓国木簡基礎研究』（도서출판 신서위 2006年）に収録されている。ここでは、李鎔賢氏による日本語で書かれた別論文「新羅木簡の形状と規格」（前掲註2①文献）と区別するため、『月城垓字Ⅱ』として引用する。
- 4 『月城垓字Ⅱ』に示された分量は、140頁と220頁で若干違っているが、ここでは詳細な事実記載をおこなっている140頁の記述に従う。
- 5 犬養 隆「壬申誓記石と森ノ内木簡の空格」（『木簡による日本語書記史』笠間書院、2005年、初出2003年）など。
- 6 盧 向前「牒式及其処理程式探討」『敦煌吐魯番文献研究論集』3、北京大学中国中古史研究中心編、

1986年。

- 7 早川庄八「公式様文書と文書木簡」『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、1997年、初出1985年。
- 8 山尾幸久「676年の牒の木簡」(滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会『湯ノ部遺跡発掘調査報告書Ⅰ』1995年)による。ただし1行目の最下字については、「汜」の字体で翻刻されるが、「記」に改めた。韓国木簡285号「二月十一日兵与記」のように、「日付+○記」と表記した事例が参考になろう。
- 9 この4つの数字は、木簡の法量および型式番号を示す。最初の3つは木簡の法量で、長さ×幅×厚さの順番に記してある(単位はmm)。本木簡は完形木簡であるためカッコをつけていないが、欠損部がある場合はカッコによって示す。最後の数字は木簡の型式番号で、日本では現在18型式からなり(『木簡研究』28、2006年など)、011型式は短冊形を意味する。本稿では、日本の木簡を史料引用する際には、木簡の法量・型式番号を記しておく。
- 10 奈良文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報18』2004年、112号木簡。
- 11 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報10』1991年、p.7下。
- 12 東野治之「法隆寺伝来の幡墨書銘」(『日本古代金石文の研究』岩波書店、2004年、初出1995年)参照のこと。
- 13 山尾幸久「676年の牒の木簡」(前掲註8文献)。
- 14 石神遺跡出土木簡の概要は、奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要2003』(2003年)、『同2004』(2004年)、『同2005』(2005年)、『同2007』(2007年)など。市 大樹「木簡からみた石神遺跡」(『明日香風』104、2007年)も参照のこと。
- 15 鐘江宏之「解・移・牒」『文字と古代日本1 支配と文字』吉川弘文館、2004年。
- 16 盧向前「牒式及其処理程式探討」(前掲註6文献)、中村裕一「唐代史料にみえる「世」・「民」両字の忌諱」(『唐代官文書研究』中文出版社、1991年)など。
- 17 川端 新「荘園制文書体系の成立まで」『荘園制成立史の研究』、思文閣出版、2000年、初出1998年)。
- 18 韓国木簡の形状については、短文ながら東野治之「木簡研究の現状」(『日本古代史料学』岩波書店、2005年、初出2002年)が鋭い指摘をおこなう。また前掲『韓国出土木簡の世界』所載のシンポジウム討論をみると、木簡の形状に関する議論が闘わされており、特に平川南氏が有益な指摘を多数おこなっている。以下の叙述は、これらを踏まえながらも、直接的には2006年11月1日～9日の韓国出張時における筆者自身の木簡観察によるものである。
- 19 日本の7世紀代の荷札木簡339点の樹種を肉眼観察したところ、檜263点(77.6%)、杉75点(22.1%)、広葉樹1点(0.3%)という結果を得ている(奈良文化財研究所『評制下荷札木簡集成』奈良文化財研究所史料第76冊、2006年)。
- 20 朴相珍・姜愛慶・曹圭娥「咸安城山山城出土木簡の樹種」(国立昌原文化財研究所『韓国の古代木簡』2004年)など。
- 21 釈文・内容については、橋本 繁「金海出土『論語』木簡と新羅社会」(『朝鮮学報』193、2004年)参照。同氏は他に「金海出土『論語』木簡について」「古代朝鮮における『論語』受容再論」(ともに前掲『韓国出土木簡の世界』)がある。
- 22 釈文は、李成市「新羅と百済の木簡」(平野邦雄・鈴木靖民編『木簡が語る古代史上 都の変遷と暮らし』吉川弘文館、1996年)。同「韓国出土の木簡について」(『木簡研究』19、1997年)を参照しつつも、『韓国の古代木簡』所載の写真をもとに一部改めた。第3面の上から2文字目は「前」の可能性はある。いずれ実物をもとに再検討したい。
- 23 李成市「新羅と百済の木簡」、同「韓国出土の木簡について」(前掲註22文献)も参照のこと。
- 24 仮にa面8文字目が「拜」ではなく「引」であったとした場合には、「万引」で人名と理解する余

地が残るが、たとえそうであったとしても、本稿における149号木簡の理解に何ら致命傷を与えるものではない。註35・36を参照のこと。

- 25 出典は順に、奈良文化財研究所『飛鳥藤原京木簡1』（奈良文化財研究所史料第79冊、2007年）157・939号木簡。いずれも飛鳥池遺跡出土木簡である。
- 26 小林芳規「飛鳥池木簡に見られる七世紀の漢文訓読語について」（『汲古』36、1999年）など参照。
- 27 ①は、表面右行の下から3文字目に縦画1本の墨痕がみえるが、当該部は難波津の歌を記していることから、当該部の周辺は「伊真皮々留ア（部）止」（いまははるべと）と確実に訓読できる。②は、美濃国各務郡にあたる地名を「三野国加々ム（牟）評」と表記したもので、やはり縦画1本を確実に踊り字として読むことができる。③は、上片と下片に分離し、直接接続しない。しかし内容から、全体がいわゆる「前白木簡」であることは容易に判明する。下片の2文字目に縦画の墨書がみえるが、「前白木簡」では「恐々」という表現がしばしばとられることから、本木簡の下片の上2文字も同様に積読できる可能性が高い。その場合、縦画1本が踊り字に相当する。
- 28 鶴見泰寿「飛鳥京跡苑池遺構出土木簡」（奈良県立橿原考古学研究所『奈良県遺跡調査概報2001年度（第3分冊）』2002年）4号木簡。
- 29 東野治之「木簡に現われた「某の前に申す」という形式の文書について」（『日本古代木簡の研究』塙書房、1983年）。
- 30 李成市「新羅と百済の木簡」、同「韓国出土の木簡について」（前掲註22文献）。
- 31 朝鮮半島で「賜」が「尊敬の補助動詞」として使用されたことは、藤井茂利『古代日本語の表記方法』（近代文芸社、1996年）など参照。
- 32 中村裕一『隋唐王言の研究』汲古書院、2003年、第1章第8節。
- 33 三保忠夫『古文書の国語学的研究』吉川弘文館、2004年、pp.127～131。
- 34 三保（註33文献）が指摘するように、日本では、綸旨・院宣・令旨・藤原氏の長者者・別当宣などの奉書を中心として、その末に「悉之」という用語が頻繁にみられる。149号木簡も「教」を取り次いでいることから、一種の奉書とみることも可能であり、こうした共通性も留意されるところである。
- 35 仮に「万拜」ではなく、「万引」であったとした場合には、「大鳥知郎の足下で、私万引は次のよう
にお願い申し上げます」と訳すことができる。
- 36 註35のように理解した場合には、「木簡作成者=万引」ということになる。

挿図出典

- 第1図 国立昌原文化財研究所『韓国 古代木簡』2004、pp.158-161。
- 第2図 A 滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会『湯ノ部遺跡発掘調査報告書Ⅰ』1995年、図版54、p.64 第46図。滋賀県教育委員会提供。
B 奈良文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報18』2004年、112号木簡。
C 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報10』1991年、p.7下。
- 第3図 国立昌原文化財研究所『韓国 古代木簡』2004、p.329。
- 第4図 ① 奈良文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報16』2002年、103号木簡
② 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報23』1993年、p.65 第35図2
③ 明日香村教育委員会『酒船石遺跡発掘調査報告書』2006年、142号木簡。明日香村教育委員会提供。
- 第5図 鶴見泰寿「飛鳥京跡苑池遺構出土木簡」（奈良県立橿原考古学研究所『奈良県遺跡調査概報2001年度（第3分冊）』2002年、4号木簡。奈良県立橿原考古学研究所提供。

慶州 月城塚字 출토 四面墨書木簡

市 大樹 (이치 히로키)

요 지 2004년에 한국 國立昌原文化財研究所에서 『韓國의 古代木簡』이 간행되었다. 한국 고대목간의 연구환경은 비약적으로 진전되기 시작하며 2007년에는 한국 목간학회가 결성되었다. 이러한 새로운 동향에 맞추어 한일 고대목간의 비교 연구가 활발하게 진행되고 있다. 본고에서는 최근 논의되고 있는 月城塚字 출토 四面墨書木簡(149호 목간)을 살펴보고자 한다. 2006년 국립 경주문화재연구소가 간행한 『月城塚字Ⅱ』에서는 목간의 선행 연구에 상당히 주의하여 고찰하고 있지만 몇 가지 가능성을 제시하는데 그쳐 이 목간의 해석을 확정짓지 못하였다. 본고에서는 일본·중국의 史料에 주목하고 문자의 서식·字形·용어 등에 더욱 주의함으로써 이 목간 전체에 대한 종합적인 이해를 시도하였다. 다양한 관점으로 고찰한 결과, 이 목간을 ‘상급자의 명령인「教」를 전하고 大鳥知郎에게 寫經用 종이를 구매하기 위한 「牒」을 발급하도록 上申한 목간’으로 이해할 수 있다고 주장한다. 본고에서는 목간 1점의 고찰에 불과하지만, 동아시아의 공통된 문화적 기반을 염두에 두고 한국 목간을 이해할 필요가 있음을 강조하였다. 특히 문법구조가 매우 유사한 한국어와 일본어는 고유 명사와 일부 「吏讀」를 제외하면 일본의 목간을 읽는 지식으로 대응할 수 있는 부분이 많다 (반대의 경우도 마찬가지이다). 한일 연구자가 서로의 목간을 의식적으로 선택하고 연구함으로써 풍부한 연구 성과가 결실을 맺을 수 있을 것이라 생각한다.

키워드: 慶州 月城塚字, 木簡, 前白, 牒, 教

An Wooden Tablet with Inscription on Four-Side from Wolseong Haeja in Kyongju

Ichi Hiroki

Abstract : Recent studies of ancient wooden writing tablets in Korea shows remarkable progress along with the publication of “Ancient Wooden Writing Tablets in Korea (韓國의 古代木簡)” and the forming of “The Korean Society of Wooden Writing Tablets (韓國木簡学会)”. In the wake of development of the study, the comparative study of the wooden writing tablets in Korea and Japan is receiving increasing attention. In this paper I analyze the wooden tablet with inscription on four-side from the Wolseong Haeja (月城垓字) site (tablet No. 149) that draws attention these days. An analysis on this tablet has been presented in “The Wolseong Haeja Site: Volume II” published by Gyeong-Ju National Research Institute of Cultural Heritage in 2006. This research has carried out overall survey of previous studies and presented details of the material; however, this research has not remarked a decisive conclusion but suggestions of some possibilities. In this paper we are trying to take further understanding of this material, focusing upon the ways of writing, the forms of characters, and the diction in the light of historical literatures not only of Korea but also of China and Japan. This study reveals that the document of the material was a request to issue the official document (牒) from Dae U Chi Rung (大烏知郎) to buy some papers for copying holy scriptures, following the official order from a boss (教). This paper analyzes only one wooden writing tablet; however, we cannot stress enough the importance of understanding the cultural basis shared in the East Asia to read Korean wooden writing tablets. Especially, since there are some similarity in grammar between Korean and Japanese, the technical know-how of reading Japanese wooden writing tablets can be adopted to read Korean materials (and vice versa) excepting proper names and phonetic equivalents (吏讀). The study of both Korean and Japanese wooden writing tablets by the researchers in Korea and Japan will lead further understanding of them.

Keywords : Wolseong Haeja (月城垓字), wooden writing tablet, 前白(request to a higher rank person), 牒(official document), 教(official order)